

税務相談

税理士 吉田博一先生

復興特別所得税

3月17日の申告期限をもつて、平成25年度確定申告が提出期限となりました。

個人事業等をされていてご自身で確定申告をされた方はお気づきの方がいらっしゃったかもしれません、平成25年分の所得税の申告から「復興特別所得税」が課せられることとなりました。復興特別

所得税とは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには必要な財源の確保に関する特別措置法に基づいて、東日本大震災の復興施策に必要な財源を確保するために課されることとなつた税金の事で、個人に対してかけられるものを「復興特別所得税」といいます。

個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があり、平成25年から平成49年までの25年間導入することが復興財源確保法で定められており、その各年分の基準所得額（下記図1参照）が、復興特別所得税の課税対象となります。

給与所得者の方も、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されることとなつており、平成25年度中に受けた給与には復興特別所得税を織り込んだ（上乗せされた）金額が源泉されていたことになります。

個人の方の基準所得税額は、次の表のとおりです。

復興特別所得税額は次の算式で求めることができます。

$$\text{【算式】} \quad \text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

区分		基準所得税額
居住者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税額
	非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税額
	非居住者	国内源泉所得に対する所得税額

図1.居住者・非居住者による基準所得税額の違い

このようにして徴収された税が東日本大震災の復興のためにきつちりと充てられ、一刻も早い復旧を祈るばかりです。次回からは来年以降に実施される相続税や贈与税の変更点に関して述べていきたいと思います。